

広島県総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 広島県総合教育会議（以下「会議」という。）の運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(招集)

第2条 知事は、会議を招集しようとするときは、会議の開催日時、場所、会議において協議又は調整すべき事項その他必要な事項をあらかじめ教育委員会に通知するものとする。

(会議)

第3条 会議は、知事がその議長となる。

2 会議は、次のいずれかに掲げる場合は、非公開とする。

- (1) 広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第10条に規定する不開示情報が含まれる事項について、協議又は調整を行う場合
- (2) 公開することにより公正又は円滑な運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合

(議事録)

第4条 知事は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、非公開とした会議に係る議事録については、公表しないことができる。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者の職及び氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) その他知事が必要と認めた事項

(事務局)

第5条 会議の事務局を、教育委員会事務局管理部に置く。

(委任規定)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 4 日から施行する。